

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、へき地手当」を削る。

第3条第3項中「格付し、前項の給料表により職員に給料を支給しなければ」を「格付しなければ」に改める。

第7条第2号中「生命保険料」を「生命保険等の保険料」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 教職員の給食費及びPTA会費

第18条を削り、第17条の2を第18条とする。

第21条第1項中「午前5時までの間にある場合には」を「翌日の午前5時までの間である場合は、」に、同条第3項中「第1項」を「前2項」に改め、同条第4項中「含む。）」の次に「及び前項」を加える。

第29条第2項中「第17条の2」を「第18条」に改める。

附則第2項中「てい触するものは」を「抵触するものは、」に改める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（県費負担教職員に係る権限移譲に伴う経過措置）

19 平成29年3月31日に熊本市立の小学校又は中学校の職員（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号。以下「県一般職給与条

例」という。)の適用を受けていた者に限る。)であった者であって平成29年4月1日に行政職員給料表の適用を受けることとなったもの(次項において「旧県費負担教職員」という。)のうち、その者の受ける給料月額(熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第34号)附則第7項の規定による給料を支給される職員にあっては、同条例附則第2項の切替日の前日において受けていた県一般職給与条例の規定による給料月額)が平成29年3月31日において受けていた県一般職給与条例の規定による給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

20 旧県費負担教職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該旧県費負担教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

21 市町村(本市を除き、市町村の組合を含む。)立の小学校又は中学校の職員(県一般職給与条例の適用を受ける者に限る。)として在職した後引き続いて平成29年4月1日以後に行政職員給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

22 前3項に定めるもののほか、これらの規定による給料に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

2 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「第15条」を「第18条」に改める。

第9条第2項中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第10条第1項中「、第17条の2」を削り、同条第2項中「第15条第2項第3号及び第21条第2項」を「第15条第2項第2号、第21条第2項、第26条第2項及び第31条の5」に、「、一般職給与条例第15条第2項第3号」を「、同号」に改め、「一般職給与条例第21条第2項」の次に「及び第31条の5」を、「及び任期付短時間勤務職員」と」の次に「、一般職給与条例第26条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と」を加える。

(提出理由)

市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の一部改正により県費負担教職員に係る権限が熊本県から移譲されることに伴い、給料表の切替えに伴う経過措置等に関し必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。